

六経 過

争議團側、動静

争議團側ニ於テハ関東映画従業員組合本部ノ應援ヲ求メ對策
ヲ協議シ居ルニ館主不在ノ為メ一回ノ交渉ニ成リ得ル状態
ナリ

事業主側

事業主鹿村ハ従来館内ニ起居セルヲ前記ノ如ク茨城縣下ニ全
策ニ行クト称シ外出セルニ行先不明ナリ
右及申(通)報候也

労務第二四七八號

昭和七年八月八日

警視總監

北藤 昭 庄 平

内務大臣 山本達雄 殿
社 會 局 長 官 殿
各 府 縣 長 官 殿

活動写真常設シネマパレ入労働争議ニ関スル件(第二報)

ノ事業主ニ依テ下ニ所在尋得シ居ル者建物所有者等好ニ交渉シテ之ニ同意セ

又八月廿五日後付テ争議團側ヨリ送リテ来ルシネマパレニ至リ看察人ヲ遣ヒ出シ建物ノ破壊シ

タルヲ以テ採取取調中

又八月廿五日後付テ争議團側ヨリ送リテ来ルシネマパレニ至リ看察人ヲ遣ヒ出シ建物ノ破壊シ

爾レテ四枚ノ破壊現場ニタルヲ以テ捜査中

要旨

標記労働争議既報後、状況左記ノ通

7. 8. 17
4100

出